2026 年 11 月 13 日

各　位

会　社　名　　GVA TECH　株式会社
代　表　者　代表取締役社長　山本　俊
（コード：298A　東証グロース市場）
問合せ先　　取締役 CFO　板倉　侑輝
電話番号　　03-3274-8260

通期業績予想の修正及び役員報酬の減額に関するお知らせ

当社は、2026 年 11 月 13 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 13 日付「2025 年 12 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」で公表いたしました 2026 年 12 月期の通期業績予想の修正及び役員報酬の減額を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　通期業績予想の修正について

（1）2026 年 12 月期　通期業績予想（2026 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日）

（単位：百万円）	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり当期純利益
前回予想（A）（2026 年 12 月期）	百万円 2,096	百万円 31	百万円 4	百万円 2	円 銭 0.49
今回修正予想（B）（2026 年 12 月期）	1,624	△206	△239	△242	△52.28
増減額（B-A）	△472	△237	△243	△244	－
増減率（%）	△22.5	－	－	－	－
（ご参考）前期実績（2025 年 12 月期）	1,483	△302	△317	△315	△68.19

（2）修正の理由

当初の 2026 年 12 月期通期業績予想にあたり、2025 年 12 月期の取り組みを継続しつつ、法務 AX の取り組みを加速し、生成 AI を活用した新サービスの導入や事業領域の拡大により、売上高の大幅な増加を見込んでおりました。

売上高につきまして、以下の要因から期初予想を下回る見込みとなりました。

① LegalTech SaaS 事業において、企業法務向けの SaaS サービス「OLGA」は、ストック売上の指標である ARR（Annual Recurring Revenue）※1 が堅調に推移し、顧客平均単価の向上及び解約率の指標である Net Revenue Churn Rate※2 の改善にいたりました。一方で、当事業年度より開始した生成 AI を活用した受託開発やコンサルティングサービスについて、案件の受注が一定程度進捗したものの、案件獲得プロセスや納品から検収までの期間が想定以上に

長期化し、当事業年度の売上計上が限定的となりました。また、弁護士検索メディアの「ベンパル離婚ステップ」について、よりメディアの品質や集客力を高めるため、当初想定していた4月のリリースから9月に延期させたことに伴い、広告商品の収益化も遅延いたしました。

② 登記事業において、前事業年度に発生した AI 検索の影響に伴うサイト流入件数の減少を受け、当事業年度は変更登記手続き以外の領域にサービスを広げ、潜在顧客層を拡大するため、6月に「GVA 労務書類」、10 月に「GVA 会社設立」をリリースいたしました。一方で、主要サービスである「GVA 法人登記」において、AI 検索への最適化によるサイト流入件数の増加を推進し、上半期は回復基調にあったものの、当第3四半期（7月～9月）は再びサイト流入件数が低調に推移いたしました。その結果、サービス利用数が想定を下回る見込みとなりました。

利益面につきましては、広告宣伝費を中心に、費用対効果の高い施策への選択と集中を行い、効果の低いコストの削減を実施いたしました。これらにより販売費及び一般管理費は期初予想を 101 百万円下回る見込みで推移しておりますが、売上高及び売上総利益の減少を補うには至らず、営業利益、経常利益及び当期純利益が期初予想を下回り、損失を計上する見込みであります。

※1　毎期決まって発生する売上（経常収益）の1年分を指します。対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額の 12 ヶ月分によって算出します。

※2　サービスの解約率の指標であり、既存顧客のアップセル/ダウンセルを考慮した指標。四半期決算月ごとに次の算式により算出。
「（当月解約のあった顧客及び減額された顧客の MRR－既存顧客の追加の MRR）/前月の MRR」の 12 か月平均」

（注）上記の予想は、本日時点において入手可能な情報や予測等をもとに算定しており、実際の業績は今後の様々な要因により予測値と異なる可能性があります。今回の予想について修正が必要となる場合は、速やかに開示いたします。

2.　役員報酬の減額について

当事業年度の業績見通しの修正を真摯に受け止め、その責任を明確にするとともに、今後の成長投資の捻出のために、下記のとおり社外取締役及び監査役を除く役員報酬の減額をすることといたしました。

なお、本件は報酬委員会への諮問及び同委員会からの答申を経て、取締役会において決議しております。

（1）　減額の内容

代表取締役	月額報酬の 30％を減額
取締役（社外取締役除く）	月額報酬の 15％を減額

（2）　減額対象期間

2027 年 1 月から同年 3 月まで（3ヶ月間）

以　上